

福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱の運用について

平成31年3月27日

訓令第3号

福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱(平成26年福津市告示第52号)の運用について、次のように定める。

1 交付金の算定基準に関すること

別表中の定額は次のとおりとする。

別表 交付金算定基準

I 基礎事業(全地域共通の取組)	
(3) 協議会運営事業 ③郷づくり交流センターの維持管理料	定額 12万円 ※郷づくり交流センターがある地域のみ
II 自主事業(地域の実情に応じた取組)	
(4) 健康増進、高齢者福祉に関する事業	定額(算定指標は65歳以上人口・高齢化率) 勝浦54万円、上西郷110万円、神興東199.5万円、宮司160万円、 津屋崎160万円、神興228万円、福間270万円、福間南220万円
(5) 防犯、防災に関する事業	定額(算定指標は世帯数) 勝浦75万円、上西郷100万円、神興東160万円、宮司160万円、 津屋崎160万円、神興160万円、福間270万円、福間南270万円
(6) 子育て支援、青少年育成に関する事業	定額(算定指標は20歳未満の人口) 勝浦50万円、上西郷75万円、神興東140万円、宮司140万円、 津屋崎140万円、神興100万円、福間160万円、福間南160万円
(7) 環境保全、文化、住民交流に関する事業	定額(算定指標は人口) 勝浦102万円、上西郷134万円、神興東296万円、宮司301万円 津屋崎323万円、神興276万円、福間568万円、福間南574万円

2 交付金の使途に関すること

(1) 次の項目については、特段の注意を要する。

項目	説明
飲食費	アルコール飲料代、及び親睦会・反省会・打ち上げ・研修会での食

	<p>事代への支出は認めない。</p> <p>※ただし、事業実施のために必要最低限の食事代などは除く (支出が認められる例として)</p> <p>高齢者の招待給食会、調理をして提供する場合の食材費、交流事業や清掃作業、会議時のお茶代や茶菓子代(100円程度)、作業等に従事するスタッフの弁当代(700円以内)</p>
役員等実費弁償	郷づくり推進協議会役員等への実費弁償の支払い額は、算定基準に示す額(50万円+3万円×自治会数)を目安とする
慶弔費	祝儀、香典、お見舞い、寸志、入学・卒業・成人式等のお祝の金品、高齢者への現金や商品券への支出は認めない。

(2) 専任事務局員雇用経費に係る交付金の使途は、専任事務局員の賃金、労災保険料、賠償責任保険料、及びこれらの振込手数料とする。

3 交付金交付申請書及び実績報告書の添付書類

(1) 郷づくり推進協議会が市長に提出する報告書(様式第6号)に添付する専任事務局員雇用経費にかかる書類とは、以下のものとする。

- ・専任事務局員雇用の交付金を管理する出納帳(写し)
- ・賃金受領簿、その他領収書(写し)
- ・勤務状況がわかるもの(写し)

4 余剰金に関すること

- (1) 余剰金の返還について、市長が定める一定の額の限度は、100万円とする。
- (2) 専任事務局員雇用経費に係る交付金の余剰金は、繰り越すことができない。
- (3) 会長報酬に係る交付金の余剰金は、繰り越すことができない。

5 その他

(1) 郷づくり推進協議会から財政的援助を受けようとする自治会は、別記様式①(その他の構成団体の場合は、別記様式①—1)を当該郷づくり推進協議会に提出するものとし、自治会の事業報告及び収支決算報告は、別記様式②(その他の構成団体の場合は、別記様式②—1)で行うものとする。

(2) 郷づくり推進協議会が財政的援助を行うことができる団体は、団体を代表する者が総会や役員会の構成員である場合を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。
(福津市訓令の廃止)
- 2 平成30年福津市訓令第3号は、廃止する。